

定款施行細則 一般社団法人日本在宅血液透析学会 理事・監事選出規程

この規程は、一般社団法人日本在宅血液透析学会（以下、「この法人」という。）の定款第4章に定める理事・監事の選出に関し、必要な事項を定める。

（選出）

- 第1条 理事、監事及び評議員は原則的に定款第6条に定める正会員あるいは施設会員代表者の中から選出する。原則として現行の理事、監事と第6章に定める評議員会での活動実績のある者の中から選任する。
2. 理事候補者は、原則的に連続3年以上の正会員あるいは施設会員代表者としての会員歴を有し、次期年度内に満70歳を超えない者とする。
 3. 本学会員ではないが、本学会と関連ある領域において秀でた功績を有するもので、特に本学会に有益であると認められる場合は上記の限りではない。
 4. 監事候補者には会員歴、年齢による制限を定めない。

（任期及び改選）

- 第2条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 第3条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 第4条 理事及び監事の改選の手続きは、前項の任期が満了する概ね2か月前に実施するものとする。

（定数）

- 第5条 理事及び監事の定数は、定款第19条、21条の定めるところによる。

（選出方法等）

- 第6条 理事、監事及の候補者は、理事・監事選出委員会の審査により選出される。
2. 理事・監事選出委員会は、次の各号の選出委員によって構成する。
 - ① 委員長 1名 理事及び監事の候補者選出業務を統括する。
理事・監事以外の会員の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - ② 委員 若干名 理事及び監事の候補者選出業務を分掌する。
理事・監事以外の会員の中から若干名を理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 3. 理事及び監事になることを希望する者は、公示に従って、所定の申請書類を理事・監事選出委員会に提出する。

4. 理事・監事選出委員会は、審査に合格した者を理事・監事の候補者として推薦名簿を作成し事務局に送致する。
5. 監事は推薦名簿が適正であるかどうかを審査し、適正と判断された場合は理事会に社員総会における審議を依頼する。推薦名簿に疑義がある場合は、理事・監事選出委員会に名簿を差し戻し、再度の審査を指示することができる。
6. 理事会は、理事・監事候補者名簿を社員総会へ上程し、審議を依頼する。
7. 理事・監事選出委員会において、理事・監事候補者にならなかった者は、原則として評議員候補者として扱われる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則

この規定は、2021年6月3日から施行する。

2021年6月2日 2020年度第3回理事会において決議

定款施行細則 一般社団法人日本在宅血液透析学会 評議員選出規程

この規程は、一般社団法人日本在宅血液透析学会（以下、「この法人」という。）の定款第6章に定める評議員の選出に関し、必要な事項を定める。

（選出）

第1条 評議員は原則的に定款第6条に定める正会員あるいは施設会員代表者の中から選出する。原則として本学会に関連のある領域において、活発な活動実績のある者の中から選任する。

2. 評議員候補者は、次期年度内に満70歳を超えない者とする。
3. 本学会員ではないが、本学会と関連ある領域において秀でた功績を有するもので、特に本学会に有益であると認められる場合は上記の限りではない。

（任期及び改選）

第2条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（選出方法等）

第3条 評議員は、理事会により選出される。

2. 評議員になることを希望する者は、公示に従って、所定の申請書類を理事会に提出する。
3. 学会事務局は、評議員候補者名簿を作成し理事会審議を依頼する。
4. 理事会は、当該年度の初回の理事会において評議員を選出する。

（改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

付則

この規定は、2021年6月3日から施行する。

2021年6月2日 2020年度第3回理事会において決議